

板橋区議会情報セキュリティ基本方針

令和8年4月1日

板橋区議会

目次

第1条	目的.....	1
第2条	定義.....	1
第3条	対象とする脅威.....	1
第4条	適用範囲.....	2
第5条	議員の遵守義務.....	2
第6条	情報セキュリティ対策.....	2
第7条	情報セキュリティ自己点検等の実施.....	3
第8条	情報セキュリティ基本方針の見直し.....	3
附則	4

(目的)

第1条 本基本方針は、板橋区議会（以下「議会」という）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

ハードウェア及びソフトウェアから成るシステムであって、情報処理又は通信の用に供するものをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(5) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(6) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、

プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(適用範囲)

第4条 本基本方針の適用範囲は、次に定めるところによる。

(1) 実施機関の範囲

本基本方針が適用される実施機関は、議会（構成員としての議員を含む。）とする。なお、板橋区議会事務局職員については、本基本方針の対象とせず、板橋区情報セキュリティ基本方針の適用を受けるものとする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。ただし、議員が、議会活動の範囲外において自己の政治活動、調査活動その他議員個人の判断により行う活動において取得し、又は作成した情報資産については対象外とする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(議員の遵守義務)

第5条 議員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって本基本方針を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第6条 第3条にて対象とする脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

議会（構成員としての議員を含む。）の情報資産に関する情報セキュリティ対策の推進は、議会運営委員会において行うものとする。

(2) 情報資産の分類と管理

議会（構成員としての議員を含む。）の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応

じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 物理的セキュリティ

通信回線及び議員のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、議員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、本基本方針の遵守状況の確認等、本基本方針の運用面の対策を講じるものとする。

(7) 外部サービスの利用

外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(8) 評価・見直し

本基本方針の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ自己点検等を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。本基本方針の見直しが必要な場合は、適宜本基本方針の見直しを行う。

(情報セキュリティ自己点検等の実施)

第7条 本基本方針の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ自己点検等を実施する。

(情報セキュリティ基本方針の見直し)

第8条 情報セキュリティ自己点検等の結果、本基本方針の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要となった場合には、本基本方針を見直す。

附則

(施行期日)

この基本方針は、令和8年4月1日より施行する。